

第10回 税に関する 絵はがきコンクール

だいほしゅう 大募集!



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

① テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

② 応募資格

小学校6年生対象

③ 応募点数

児童1人につき1点とします。



④ 応募方法及び応募先

下記、いずれかの方法でご応募下さい。

- 付属の「専用はがき」に氏名等の必要事項及び税に関する絵を描いて学校へ提出(当会にて学校へ回収に伺います。)
- 付属の「専用はがき」に氏名等の必要事項、及び税に関する絵を描いて直接当法人会に郵送する。(恐れ入りますが63円切手を貼って下さい。)
- 官製はがきに、氏名等の必要事項、及び税に関する絵を描いて直接当法人会に郵送する。(宛先面に必ず氏名等の必要事項をご記入下さい。)

また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。但し、手書きに限りです。(パソコンによる作成は不可と致します。)

⑤ 応募締切

令和2年9月11日(金)

⑥ 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

受賞者には
図書カードを
差し上げます。



※画像はイメージです

⑦ 表彰・発表

審査結果(入選作品・学校名・応募者氏名)は当会ホームページまたは会報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、最優秀作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

⑧ 注意事項

- 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者側に帰属致します。
- 応募作品は返却できませんので、予めご了承下さい。
- 応募作品・学校名・応募者氏名は、法人会会報、ホームページ、パンフレット、ポスター等へ掲載することがあります。また、ポスターはパブリックスペース及び法人会が関係するイベント等で展示することがあります。
- 応募者の個人情報(入選者等)への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉 公益社団法人 藤枝法人会女性部会
〒426-0025 藤枝市藤枝4-7-16 藤枝商工会議所2F
☎054-643-8410/090-7687-2276

公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉 国税庁 / 藤枝市教育委員会 / 焼津市教育委員会

法人会とは

法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約80万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。



郵便はがき

4 2 6 - 0 0 2 5

直接、郵送の場合
お手数ですが
63円切手を
お貼りください。

藤枝市藤枝 4-7-16
藤枝商工会議所 2F

公益社団法人 藤枝法人会

「第10回 税に関する絵はがきコンクール」係

学校名 ① 学年組	小学校 年 組
住所 ② 住 所	〒 .
電話番号 ③ 電話番号	- -
(フリガナ) ④ 氏 名	

※学校への提出の場合は②・③は記載不要です。

わたし ぜいきん つう たが ささ あ く
私たちは税金を通じて、お互いに支え合って暮らしています。
 じぶん みらい ぜいきん しら かんが
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう！



Q 税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”で
 買い物をしたときに、商品代と一緒に
 「消費税」を払っています。税金
 は「みんなに役立つこと」や「社会
 で助け合う活動」に使われています。
 つまり、みんなで社会を支えるため
 に集められる「会費」と言えます。
 その他に身近な暮らしの中にもい
 ろいろな税金があります。



Q 税金はどんなことに使われているの？



みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建て
 たり改修するためや、毎日使っている教科書や机・
 イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入など
 に使われています。
 これだけでなく、みなさんが安心して楽しく遊
 べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができ
 るように道路の整備、安全な暮らしのため警察や
 消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境
 を作るために、様々なところで役立っているのです。

